

令和4年第6回 総務文教委員会会議録

令和4年9月1日

恵那市議会 議場

開 会： 午前9時57分

委 員 長 中嶋 元則

副委員長 伊藤 勝彦（欠席）

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 平林 多津子、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 千藤 安雄

紹介議員1 安藤 直実、紹介議員2 猿渡 南江

委員長 ; 皆さんおはようございます。ただ今から、令和4年第6回総務文教委員会を開会いたします。なお、本日の会議に病氣療養のため伊藤勝彦委員から欠席する旨、届出がありましたので御了承願います。

本日の会議は、去る8月26日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、はじめに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 本日は大変雨の激しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。気象情報もですね、台風も不安定な状況でございまして、十分に災害情報には気をつけていただきたいなということを最初をお願いを申し上げます。幾つか御報告を申し上げようと思ってまいりました。一つは、地域懇談会でございますが、13地域のうちの12地域までが、昨日までに終わりました、明日、長島町を残すのみということになりました。前回も申し上げたのですが、懇談会での意見をまず反映すると、これも一つ大事なことでやっていきますけども、実は懇談会の後に、各地域のこども園を見せていただきまして、いろんな不具合とか、修繕箇所があるかどうかとか、その他いろんな課題があるかどうか、把握をしております。例えば、塗装が取れて床がもうすでに毛羽だってきたとかですね、そんなところは統一的に対応していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それから、マイナンバーカードと商品券について少し御報告を申し上げます。まずマイナンバーカードの交付の状況でございますが、申請数は、人口割でいきますと、54.7%まで上がったということでございます。ただ国のほうは秋までに100%目指すということでございます。

ぜひ近くでですね、マイナンバーカードをまだ申請していないという方いらっしゃいましたら、皆さんのほうでも御案内していただけるとありがたいなと思っております。ちなみに交付率は44%ということでございまして、10%ぐらいは、今申請中もしくは取りに来てないと、こういう状況でございます。あわせて御報告を申し上げます。それからプレミアム付き商品券でございますが申込みが終了いたしまして、電子と紙で予定よりも数字が変わってきました。例えば電子商品券は2億3,000万円用意しましたが、実際に購入希望があったのは8,500万円ということになっております。また紙のほうは1億1,000万円の予算を用意しましたけども、結果的に購入希望者が2億7,000万円分の購入希望があったということでございます。ただこれうまくバランスをとればですね、全額今の予算の中で出来そうだということで、実行委員会のほうで今検討してるということを御報告を申し上げたいと存じます。いずれにいたしましても、こういったものでもって、コロナで傷んだ地域経済の活性化ということにも取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日、総務文教委員会、幾つかの議案でございます。最後まで活発に御意見賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、鶴飼議長、御挨拶をお願いします。

議長 ; 皆さん、おはようございます。第6回の総務文教委員会、早朝から御苦労さんでございます。夏が過ぎ、秋の訪れとともにこの長雨が続いております。先週ぐらいから稲刈りも始まったんですが、皆さんもう本当に難儀をして稲を刈られている。昨日も昼からちょっとした雨間を見て刈ってみえましたが、本当にこの長雨で稲刈りをする皆さん困ってみえるなというふうに思います。またこの雨も、台風をとまってどういう雨になるかわかりませんが、関係の皆様、市民のための御努力をお願いします。それと8月25日ですが、豊田市議会のほうから、大規模イベントを生かしたまちづくりの特別委員会WR Cの関係ですが、その委員会の方々が、視察に見えました。安藤まちづくり企画部長をはじめ皆さんで、いろいろとお話をした中で、これからは豊田と一緒にいろいろなやりたいということを委員長の山田さんが言ってみえました。稲武で新しく山城の関係で今進めておられます。そういった関係を密に持って、来年からのWR Cをしっかり、一緒にやりたいと。3年というわけじゃなくて、長いスパンで豊田市と恵那市がつながっていくといいなということをおっしゃられました。私も同感です。これからはよろしくお願いいたしますというようなこ

とを言っておりましたが、また職員の皆さん議員の皆さんも、豊田市と、まずはちょっとのお付き合いを。初めから、いきなり大きなことは無理だと思いますけど、少しのお付き合いからやっていきたいなと思っております。本日7件の議案が出ております。慎重審議をよろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してからマイクに向かって、着座にて発言するようにお願いをいたします。

委員長 ; 初めに、「議第48号 恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する御質疑はございませんか。

4番委員。

4番委員 ; はい。今回の条例改正の条例文を説明いただきまして、また読み返させていただきましたけど、なかなか理解が出来なくて、平たく、この一部改正をすることによってどう変わるのかを御説明をもう一度お願い出来ませんか。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい。今回の改正につきましては、育児休業の取得回数の制限を緩和することにより、夫婦交代で育児休業の取得や、男性職員の育児休業を取得しやすくするという狙いがあります。全員協議会のほうでも御説明させていただきましたが、内容としては、育児休業計画書の再度の育児休業を削除ということで、今までで申し上げますと、特別の事情がないと、再度の育児休業が出来なかったわけですが、それが原則2回まで取得可能になるということ。また非常勤職員のみにも適用されていた任期末日を育児休業期間の末日としている場合は、任期更新とともに、再度の育児休業が取得可能となる制度を、任期付職員にも適用するというもの。また、出生後8週間以内の育児休業の取得緩和というところ。あと、1歳以降の育児休業の取得の柔軟化というところで、今回改正していますのでよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第48号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第48号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第56号 恵那市基金条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第56号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第56号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第57号 恵那市貸与金の返還債務の免除に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; はい、お願いします。今回恵那市教員修学資金貸付制度ができるということで、大変すごいなと思います。ちょっと全員協議会でお話があったかと思いますが確かめさせていただきます。卒業後は大抵、地元へは帰れませんので、学生は。他市への就職になりますよね。就職期間は返還猶予ということで。あと以前は3年間他市に勤めたら戻れるってことで、今6年ということもあるみたいですけど、2校目も、また3年他市へ勤めている間も返還猶予、3校目がこれ県の辞令ですので、変わってしま

う場合がありますよね。地元へ帰りたくても地元に入れないという場合は、その時点でやはり返還猶予できるのか、本人に戻る意思があれば、ということでしょうか。それで戻った時点で、他市でやるっていうことを決めてしまった時点で、返還が始まるというふうに理解してよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; はい、よろしくお願いします。この制度は県の職員ということになりますので、県の方の方に勤務等について聞いてみました。議員おっしゃったように、6年間は、他市で勉強するという仕組みになっています。7年目になりますと、本拠地登録といって、どこの市町に拠点を置いて業務に当たるかということを決めるそうです。本拠地については県の方で証明していただきますので、そこで恵那市の中で業務として働くということがわかりますので、そういった場合には、返還のほうを免除いたします。しかしながら、途中で結婚されて他市に変更した場合は、恵那市からの拠点とは異なりますので、そこからは返済が始まるという形をとりたいと思っております。お願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; はい、今と同じ質問になるかもしれませんが、この一定期間っていうのは、県の勤務地の関係の中で、どういうふうに担保されていくのかということのをちょっと教えていただきたい。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; はい。一定期間というのは、債務を行う期間のことです。例えば、大学4年生の方に4年間貸与すると、それを償還していただくのは、8年、倍の数ということで、8年間のうちに返していただく規定を設けております。その一定期間8年間で、恵那市の中で本拠地を置いて勤務すれば、免除をさせていただくこととなりますのでよろしくお願いします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第57号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第57号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第78号 令和4年度恵那市一般会計補正予算(第4号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; はい、お願いいたします。10款1項3目の特色ある教育推進事業費のことでお尋ねいたします。スクールロイヤー顧問弁護士のことですけれども、今回このような予算化をしたのは、今まで具体的に、顧問弁護士スクールロイヤーが必要とされる事例があったのでしょうか。またその場合どのように対処されていたのかを1点目にお聞きしたいと思います。2点目には、本来は学校の問題というのは、学校側と保護者の話合いで解決するのが最善だと思いますが、その信頼関係で解決すべき問題であると思いますが、昨今の情勢から、直接県の教育委員会訴えがあったりとか、そういうことで大変難しい状況が起きてくると承知していますが、学校が保護者を訴えるような事例が出来てしまうのではないかとということを懸念しております。それから3点目です。これは学校から依頼する場合だけでしょうか。例えばPTAのほうで、保護者同士の問題で、スクールロイヤー頼みたいよっていうなことは出来ますでしょうか。3点よろしくお願いいたします。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; はい。まず事例があったかというお話です。スクールロイヤー制度そのもののことですが、学校での問題に際しまして、子供たちと丁寧に向き合って、保護者などの方々と円滑に問題解決を図るために法律の専門家である弁護士から法的な側面からアドバイスを受けるという制度がスクールロイヤー制度になっております。今回具体的な案件に対応してということではなく、近年における複雑化に対応するために、この体制を整備するというものです。全国的ないじめの多様化とか複雑化と同様に、当市でも一定数の、そのような問題はあるということから、近隣でも県内でも同様の制度を導入している市もございます。具体的な案件があったというわけではないのですが、この制度を導入して円滑な解決に結びつけたいというものになっております。もう一つ、学校で解決すべき問題であるが保護者を訴えることにならないかということですが、あくまでも、やはり学校で解決を図っていくということに

なります。当方から訴訟を起こすようなために、弁護士をスクールロイヤー制度で依頼するというものではございませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。あと、保護者同士の相談等ということですが、学校における問題解決を図るためにアドバイスを受けるものでありまして、保護者同士の個別の案件に御相談に乗るというようなものではございませんので、よろしくお願いいたします。以上となります。

委員長 ; 他にありませんか。3番委員。

3番委員 ; 3款2項3目のこども園教育、それから保育推進事業費のことでお尋ねします。子どもへの保育環境のICT化ってことですけれども、その事例として、子供が楽しく学べるツールの導入って書いてありますが、具体的にどのようなことを想定しているのかお尋ねいたします。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; はい。園児のためのアプリの例ですけれども、例えば、園児が描いた魚の絵をタブレットのカメラで取り込んでモニターに映すことで、あたかも、海の中で自分が描いた魚が動いている、泳いでいる様に見えます。これが、絵を描くことが楽しいという経験につながって、保育教材として効果的に使えるのではないかというふうに考えております。あるいは、保育教諭の読み聞かせの場面で、動物の鳴き声を出す、いわゆる効果音を出すといった事例もですね、考えております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件に対する討論はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; こども園の保育環境ICT化に関わって、予算化に反対の立場で発言したいと思います。よろしくお願いいたします。現在、保育教諭が慢性的な人手不足であり、業務量の多さで大変厳しい状況となっていることは重々承知しております。この問題解決のためにICTを活用すること。そのことによる業務の負担軽減と、効率化を図ることはとても大切なことと考えます。しかしながら先ほど例を挙げていただきましてありがとうございました。それをお聞きしながら思うのですが、ICT化の内容について、幾つか危惧することがあるので発言したいと思います。第一に危惧されるのは、ICTを保育活動にどのように活用するかという問題です。先ほど説明されたことはわかりますが、それは今の技術でもできるのではないかという気がし

ておりますが、現在0歳の子どもでもスマホを使ってしまうような時代です。それが、言うまでもなく、乳幼児期に一番大切なことというのは、人と人との触れ合い、実際の体験です。それが人として育っていくためのとても大切な根っこだと思います。その時期に、便利だからという理由で、安易にICTを活用することは、大変危険なことだと思います。現在使われている例で、全く単純な例を挙げさせていただきます。大型画面で絵本の読み聞かせを聞く。確かにこのコロナ禍で多くの幼児が、距離をとって聞くことが出来ます。しかし、大切な読み手の表情や気持ちはなかなか伝わりません。このことが幼児の成長にどのように関係していくのか。ICT化していくことの一つ一つが、どんな影響を与えるのかとの丁寧な検討が必要だと思います。また、利用するクラウドについては、先日全員協議会でお尋ねしたところでは、まだ決まってないということでしたが、東京での例を挙げさせていただきたいと思います。東京では、民間のテックという企業が作成したSaaS、サスというのでしょうか。保育業務支援システムを使っているということで、その情報をお話したいと思います。アプリの導入によって、保護者と保育園のやりとりが行われます。このことは一見すると、紙からアプリに連絡媒体が変わっただけのように思われますが、実は、テック企業のクラウドサーバー内で行われます。そのため、アプリを起動した瞬間から、アプリの利用記録は、データとして、テック企業に収集保管されるシステムです。そのため、利用施設が増えれば増えるほど、保育のビッグデータが収集され、その情報は、新たなデジタルサービスの原資にされています。このようなテック企業による個人情報の収集と利活用についての説明が、職員や住民へ十分に行われていない。ここで情報交換することは、大きなサーバーに入ってしまうんだよってということが十分理解されていないようです。本来、住民の個人情報は、自治体が保護する対象であると考えます。様々な心配があります。以上の様々な懸念から、こども園のICT化の導入については、慎重であるべきと考えて、今回は反対といたします。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 他にありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第78号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第78号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 8 1 号 令和 4 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 8 1 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 8 1 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 8 2 号 令和 4 年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 8 2 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 8 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

ここで休憩をはさみ、10 時 35 分から会議を再開いたします。執行部の皆さんはこれで退席していただいて結構です。ありがとうございました。

それでは暫時休憩といたします。

（休憩：午前 10 時 27 分）

（再開：午前 10 時 35 分）

委員長 ; 会議を再開します。それでは「**請第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願**」を議題といたします。

初めに、議会事務局長に、請第 1 号の内容を朗読させます。

議会事務局長 ; それでは、請第 1 号を朗読いたします。2022 年 8 月 12 日、恵那市議会議長、鶴飼伸幸様。日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択についての請願。請願者、川上隆三氏。日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める市民の会事務局長。住所、恵那市上矢作町 3085 の 1。紹介議員、安藤直実議員、猿渡南江議員。請願の趣旨、2017 年 10 月に、国連で採択された核兵器禁止条約は、条約批准国が 50 か国を超え、2021 年 1 月、歴史上初めて核兵器は違法とする国際法が発効しました。今年 2 月、ロシアのプーチン大統領は、国連憲章違反のウクライナ侵略にあたって、国際社会に核兵器の使用も示唆する威嚇を行っています。明らかに核兵器禁止条約違反の行為です。恵那市議会は 3 月議会で速やかに、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議を採択され、その文言に、軍事行為に核使用を前提とするかのようなロシア大統領の発言は、唯一の被爆国として決して許容できるものではない。と書き入れ、核兵器による威嚇を許さないとした態度を表明されました。核兵器廃絶を願う恵那市民として大変うれしく思います。世界唯一の戦争被爆国日本が、核保有するなど、あってはならないことです。今こそ日本政府は、核兵器禁止条約を批准し、世界に核廃絶を訴える時ではないでしょうか。全国では、2022 年 7 月 1 日現在、639 自治体が、日本政府に核兵器禁止条約批准を求める意見書を提出しています。恵那市議会におかれまして、国に対して一刻も早く核兵器禁止条約への参加を求める意見書採択をお願いします。日本は核兵器を持たない国と足並みをそろえるべきです。核兵器廃絶は、SDGs、持続可能な世界を目指す開発目標を進める恵那市の取り組みとも合致します。子どもたちや孫たちが安心して暮らせる社会にしていくために、3 月議会の、ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議をさらに進めるためにも、意見書の採択を請願します。請願項目 1、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書を提出するよう請願します。以上でございます。

委員長 ; はい。本件を受理した後、議会運営委員会で、取扱いを協議した結果、請願者には説明を求めず、紹介議員に説明を求めることに決しました。

これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御異議なしと認めます。

次に、審査の必要から、紹介議員 2 名の説明を聞きたいと思います。

これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; それでは紹介議員に入室をしていただきます。

(紹介議員 入室)

委員長 ; 請第 1 号の紹介議員は、安藤直実さん。猿渡南江さんです。先ほど事務局長から、請願を朗読させましたが、紹介議員より、補足で説明があればお願いをいたします。
安藤直実議員。

紹介議員 1 ; 紹介議員の安藤直実です。本日は、請願者の市民団体の方の御意見、御意思を補足して説明をさせていただきます。よろしくお願いします。まずは請願団体の皆さんの精力的な署名活動に大変敬意を表したいと思います。集められた署名数は 3,500 人を超えておりました。また署名を町別に見ますと、複数の町において、その町の人口に対し 2 割を超える方が署名賛同されているような状況です。こういった状況は、核兵器禁止という 1 点、明確な共通目的があるからこそ、イデオロギーを超えた市民の賛同を得られているものと考えます。また署名としては集まらなくても、賛同者は少なくないのではないのでしょうか。また同様に、条約の批准を求める活動を展開しています生活協同組合コープぎふ恵那中津支所管内においては、8 月現在で、900 名を超える署名が集まっていると聞いております。ただ、この中の一部は中津川市民の方の署名であるということを申し伝えておきます。そして、今回紹介議員にさせていただいたのは、やはり長引くロシアのウクライナ侵攻と、その中で核を使用するという発言を聞き、私自身、戦慄が走りました。核戦争が現実になり、巻き込まれてしまうのではないかという不安と恐怖です。これは尋常なことではないと思います、何か行動を起こしたい。そういった思いからであります。そして、この条約に批准した国は、核を持たない多くは小さな国々です。日本こそが批准して、これら小さな国と連帯し、そして条約を広く浸透させて、核保有国に対しても毅然として、核兵器廃絶を求めるアクションを起こすことが、今必要なことではないかと思います。この世界に核兵器が存在する限り、再び使用されるリスク、例えばテロ、また、誤作動ということも含めて、可能性は否定出来ないと思います。そして核を保有し、力には力という抑止の論理では、常にピリピリとした緊張感をはらみ続けて、危険な

衝突となりはしないか。大変心配するところです。恵那市は現在、平和首長市長会議にも加盟しております。会議体の理念は、核兵器のない世界の実現であります。岐阜県では、可児、関、多治見、美濃、池田、神戸、坂祝、関ヶ原、の各議会が、意見書をあげております。こうした一つひとつの行動の積み重ねが、核廃絶に向けた世界の世論を動かしていくと信じております。意見書採択に皆様の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; 猿渡南江議員。

紹介議員 2 ; 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。私も、安藤直実議員の思いに、全くそのとおりだと思いますが、私は、何より、子どもたちの未来、それを考えると、核兵器が本当に長期的な指導者や誤作動などを含めて、使われるようなことがあったら、この地球全体が大変なことになる。今、私たち大人の責任は、やはり核兵器を使わない。使わせないっていうことは核兵器をなくす、核兵器がなければ、どんな狂氣的な指導者がいてもというようなことも思います。ですから、とにかくこの核兵器をなくす、こういう方向で今地球上の人たちが力を合わせていくことが必要ではないかと思しますので、ぜひ日本政府にも、この核兵器禁止条約の署名批准を求めるような意見書を、この恵那市から出していただきたいなと切に思うものです。以上です。

委員長 ; 本件に対する質疑はありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; この核兵器禁止条約は、意見書を上げているところがでましたけども、日本全体の中でもような状況かお知らせください。お願いします。

委員長 ; 安藤直実議員。

紹介議員 1 ; はい、紹介させていただきます。意見書の採択が進んでいる自治体ということで、岩手県は、各市町村の中で 100%、秋田県が 85%、新潟県が 87%、長野県が 77%、広島県は 75%、岡山県 71%、島根県が 65%、山形県 61%、群馬県が 58%、福島県 52%、宮城県 50%、長崎県 50%の自治体の採択が進んでおります。あわせて、7 月 1 日現在 639 自治体ということを今の時点ではつかんでおります。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、紹介議員には退席をしていただきます。ありがとうございました。

(紹介議員 退室)

委員長 ; 次に、請第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; はい、失礼します。日本政府に核兵器禁止条約への署名と批准を求める請願について、可決すべきという立場で発言いたします。よろしくお願いします。最初にここに、1,279筆の明智、串原住民からの署名を預かっておりますので紹介させていただきます。この署名は、38名の方が呼びかけ人となって取り組まれました。署名数は明智町の人口比でいうと26%、有権者比が31%です。この一筆一筆には、核兵器のない世の中を願う気持ちが込められております。また明智町はかつて、1990年代、明智町議会で全会一致で核兵器廃絶宣言の町を挙げました。現在、振興事務所前にもその看板が掲げられております。私はそのような皆様の声を、本日代弁するということで発言いたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。請願でも紹介されましたが、2021年1月22日に発効された核兵器禁止条約は、現在、署名86か国、批准66か国となりました。長崎の平和式典で被爆者の方は、核兵器禁止条約は、被爆者と人類の宝だ。と語ってみえました。しかしながら、唯一の戦争被爆国日本が、この条約に署名・批准しないどころか、オブザーバー参加もしないのに、多くの国から疑問や批判の声が上がっているところは周知のところですよ。さて、今年ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、ますますこの核兵器禁止条約実行の必要性が求められています。よく、核兵器をなくすなどと言うことは理想論だ。という言葉が語られますが、本当にそうでしょうか。今年8月に行われた広島・長崎の平和祈念式典では、喫緊の課題として、今こそ署名・批准すべき、との声が多く挙げられました。ここで改めて紹介させていただきます。広島市の松井一實市長は、今、核保有国がとるべき行動は、核兵器のない世界を夢物語にすることなく、その実現に向け、国家間に信頼の橋をかけ、一步を踏み出すことにあるはずですよ。また、国民の命と財産を守るためには、核兵器をなくすこと以外に、根本的な解決策は見出せないことを確信していただきたいと訴えました。また、長崎市の田上富久市長は、核兵器によって国を守ろうという考え方のもとで、核兵器に依存する国が増え、世界はますます危険になっています。核兵器をなくすことが、地球と人類の未来を守るための唯一の現実的な道だということを、今こそ、私たちは認識しなければなりません。と訴えていま

す。これらの被爆都市の市長の訴えが胸にドーンと響きます。戦争を知らない世代が多くを占めてきましたが、被爆者や戦争体験者の話を聞くにつけ、決してあつてはならないこと。との思いを強くします。また、最近の国際情勢を見るにつけ、一人一人がしっかりと考え、全世界から核兵器をなくすという声を上げることが求められていると思います。ここで一部、日本国憲法を引用します。日本国憲法の前文では、日本国民は恒久の平和を祈願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。としています。核兵器をなくすことが理想論だ。という声に対し、前文の最後、日本国民は国家の名誉にかけ全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。という文言の大切さを訴えたいと思います。最後に、紹介議員である安藤直実議員も引用されたかはつきりしませんが、未来を担う高校生の平和大使たちの平和を求める合言葉、微力だけど無力じゃない、全くそのとおりだと思います。未来を担う世代のためにも、今、核兵器廃絶の声を上げていくことが、私たち大人の使命だと考えます。どうか全自治体の 35.7%が国に求めている意見書を、この恵那市からも上げられることを願って、私の賛成討論といたします。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 時期早尚という形で、討論をさせていただきます。日本は、ロシア、中国、北朝鮮の核保有国に囲まれており、世界でも例を見ない厳しい地理的な状況であります。共産党は、権威主義を掲げ、覇権主義的な行動を強め、軍事力拡大と強引な海洋進出を続け、日本周辺で軍事行動を活発化させ、安全保障上の懸念が増す中国。核・ミサイル開発を続け、多くの拉致被害者を出し、日本列島を沈没させると脅し文句を強める北朝鮮。ウクライナへの一方的な軍事侵攻をし、核兵器の使用をちらつかせ、近代日本においても、日ソ中立条約を一方的に破棄し、ポツダム宣言受諾により、大東亜戦争が停戦した後の昭和 20 年 8 月 18 日に、千島の東端の占守島に奇襲攻撃を行い、この侵攻の結果、北海道の北方領土 4 島を今日まで実効支配している、全く信用出来ないロシア。核兵器禁止条約は、こうした厳しい日本の安全保障環境を十分考慮することなく、核兵器の存在を違法化するものです。したがって、この条約がいかに核兵器廃絶という崇高な目標、目的を掲げているものであっても、核兵器を違法なものとする禁止条約に参加すれば、日米安全保障条約を締結しているアメリカによ

る抑止力の正当性を損なうことになり、結果として、日本国民の生命や財産が危険にさらされても構わないと言っているのと同じになると考えております。核兵器禁止条約は、NPT・核拡散防止条約の中心国のアメリカ、イギリス、フランス、中国、ロシア、といった核兵器保有国が反対をしております。現実の安全保障上の脅威に適切に対応しながら、国民の生命と財産を守る責任を有し、国防をつかさどる政府の考えを支持していくべきと考えます。重ねて申し上げますと、ロシアのウクライナ侵攻、全く機能しない国連を見ると、きれいごとだけでは平和は勝ち取れないと考えます。以上、反対討論といたします。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「**請第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書採択について**の**請願**」を採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 挙手少数であります。よって「**請第1号**」は不採択とすべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和4年第6回総務文教委員会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

午前 11 時 00 分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 中 嶋 元 則